

< 一般委託 >

発生源大気汚染物質排出量調査業務委託(一般委託)仕様書

発生源大気汚染物質排出量調査業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく、大気汚染物質排出施設の排出ガスが基準に適合しているか調査する。
2	履行期間	契約日から令和5年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市内7事業所
4	業務内容	別紙、発生源大気汚染物質排出量調査業務委託実施要領のとおり
5	特記事項	業務委託契約約款第5条にかかわらず本委託調査は業務の一部であっても再委託を禁止する。全水銀(ガス状・粒子状)は1事業所でのみ測定し、基準超過した場合、別途日程調整の上、再測定を実施すること。ただし、基準超過なく再測定を実施しない場合、その分は差分とする。
6	関係法規	大気汚染防止法 神奈川県生活環境の保全等に関する条例
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 ・計量証明事業登録 濃度(大気) ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施した直近の技能試験(排ガス中の成分分析)でZスコアが±3以内であること。
8	契約方法	総価契約 + 単価契約
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書及び別紙、発生源大気汚染物質排出量調査業務委託実施要領に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	環境部環境保全課大気環境係 平野 電話 046-822-8328

< 指示又は希望事項 >

グリーン物品購入 及び ISO関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
-------------------------	---

## 内訳書(上段:総価契約 下段:単価契約)

### 【総価契約分】

(税抜き)

	業務名等	主な内容等	単位	数 量	単価(円)	金 額 (円)
1	発生源大気 汚染物質排出 量調査業務	ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化 物、塩化水素、全水銀、排出ガス組 成のサンプリング、測定、分析、集計 に係る業務	式	1		
総価契約 小計						

### 【単価契約分】

(税抜き)

	業務名等	主な内容等	単位	予 定 数 量	上限単価 (円)	契約単価 (円)	金 額 (円)
1	全水銀 再測定業務	総価契約分で実施した全水銀の測 定で基準を超過した場合に全水銀の 再測定を行う業務	件	1	74,000		
単価契約 小計							

+ 合計(入札価格)						
------------	--	--	--	--	--	--

- 1 単価契約部分における契約単価は、項目ごとに定める上限単価を超えることができない。
- 2 単価契約部分における契約単価欄は、契約者が記入する。
- 3 総価契約部分における単価、金額欄は、契約者が記入する。
- 4 単価契約部分は、項目ごとに予定数量と契約単価を乗じて金額欄を計算し、小計を算出すること。
- 5 上記の【 総価契約 小計】と【 単価契約 小計】を合計した金額を入札金額とすること。

## 発生源大気汚染物質排出量調査業務委託実施要領

発生源大気汚染物質排出量調査業務委託に基づく内容は、別紙仕様書及び本実施要領の定めるところによる。

### 1 委託内容

別紙に示す対象事業所の施設・項目についてサンプリング、測定、分析、集計に係る業務を委託内容とする。

なお、別紙の調査対象事業所名等の調査に必要な事項については、契約後、別途指示する。

### 2 測定方法

各項目の測定方法は次のとおりとする。

#### (1) ばいじん

日本産業規格（以下「規格」という。）Z8808 に定める方法

#### (2) 硫黄酸化物

規格 K0103 に定める方法により排出ガス中の硫黄酸化物の濃度を、規格 Z8808 に定める方法により排出ガスをそれぞれ測定する方法。

#### (3) 窒素酸化物

規格 K0104 に定める方法により排出ガス中の窒素酸化物の濃度を規格 Z8808 又は窒素酸化物の量の測定法（昭和 57 年環境庁告示第 48 号）に定める方法により排出ガスをそれぞれ測定して算定される窒素酸化物の量とする。

#### (4) 塩化水素

規格 K0107 に定める方法

#### (5) 全水銀（ガス状水銀、粒子状水銀）

排出ガス中の水銀測定法（平成 28 年 9 月 26 日環境省告示第 94 号に定める方法）

#### (6) 排出ガス組成（酸素、二酸化炭素、一酸化炭素、窒素の各濃度）・排出ガス量（湿り、乾き）・排出ガス温度・流速・水分量等。

規格 Z8808 に定める方法の他、大気汚染防止法及び神奈川県のご生活環境の保全等に関する条例施行規則等による。

### 3 測定位置及び検体数

(1) 測定位置及び測定点は、各測定項目で示した測定方法に定めるところとする。

(2) 測定検体数は、原則として各項目とも 2 検体採取とする。

### 4 日程

日程については本市と協議のうえ決定するものとする。なお、測定日については、事業所側の都合や天候の影響で、急遽変更になる場合がある。

## 5 報告書

排出ガス中の排出量測定結果報告書については、計量証明書を提出すること。

各測定項目の測定記録を測定方法併記の上、測定対象事業所ごとに1部作成し、計量証明書に添付すること。また報告書には、ばい煙発生施設の種類、測定位置、測定点の略図、煙道（ダクト）の形状、寸法、測定時の燃料使用量を記載すること。

また、全測定対象事業所の測定結果を一覧表にしたものを1部作成すること。提出方法は印刷物及び excel、word による電子データとする。

## 6 報告書の提出期限

報告書提出の最終期限は、以下の通りとする。

- ・ 焼却炉に関する事業所ごとの報告書及び一覧表  
対象3事業所サンプリング後1か月以内
- ・ ボイラー、ガスタービンに関する事業所ごとの報告書及び一覧表  
対象4事業所サンプリング後1か月以内

## 7 資格要件等

本業務履行については、下記の資格を有すること。

- ・ 計量法第107条に基づく計量証明事業登録 濃度（大気）
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施した直近の技能試験（排ガス中の成分分析）でZスコアが±3以内であること。

## 8 従業員の安全管理と安全作業

受託者は、従業員に対し常に労働安全の指導と意識の向上を図り、事故の防止に努めなければならない。なお、作業については安全を旨とし、安全対策に万全を期すること。また関係法令を遵守し、以下についても十分留意すること。

- (1) 作業に際しては、むやみに覆蓋等に乗って作業しないこと。
- (2) 脚立等利用の作業を行う場合は、転倒防止処置及び作業スペースの確保を行うこと。

## 9 その他事項

- ・ 業務委託内容で知り得た秘密は、他人に漏らさないこと。
- ・ 測定の実施にあたっては、本市職員の指示に従い行動すると共に、測定対象事業所の安全規則等を遵守すること。
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施した直近の技能試験の結果を報告すること。
- ・ この実施要領及び別紙仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。

## 発生源調査測定施設及び測定項目

事業所名	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
所在地	横須賀市内						
対象施設	廃棄物 焼却炉	廃棄物 焼却炉	廃棄物 焼却炉	ガスタービン	ボイラー	ボイラー	ボイラー
ばいじん							
窒素酸化物							
硫黄酸化物				-	-	-	-
塩化水素				-	-	-	-
全水銀 (ガス状・粒子状)		-	-	-	-	-	-
( 1)再測定 全水銀 (ガス状・粒子状)		-	-	-	-	-	-
排ガス量分析 (組成分析)							

## 備考

- ・窒素酸化物の は連続測定法、 はその他の分析方法による測定を示す。
- ・全水銀（ガス状・粒子状）は1事業所でのみ測定する。
- ( 1) 基準超過した場合、別途日程調整の上、再測定を実施すること。  
ただし、基準超過なく再測定を実施しない場合、その分は差分とする。